地 域 再 生 計 画

１．地域再生計画の名称

笛吹市「清流の里」再生計画（第２期）

２．地域再生計画の作成主体の名称

山梨県笛吹市

３．地域再生計画の区域

笛吹市の全域

４．地域再生計画の目標

笛吹市は甲府盆地の中央部やや東寄りに位置する。盆地の北部や東部、南部の山岳丘陵地から豊かに流出する水系を集め、市の中央部（平坦地）を西に向かって笛吹川が緩やかに流れ、その本流に濯ぐ日川、金川、浅川、境川等により扇状地が形成され、盆地底部の沖積平野へと繋がっている。底部の温泉地を中心とした市街地より、平坦地から山裾にかけては果樹を主体とした農地が広がり、その背後には御坂山塊や秩父山地の丘陵と急峻な山岳地帯が広がるという、都市と自然がバランス良く共存する地域である。

行政区域面積は201.92km^{2}で、平成２１年度末の行政人口は７１，１６６人を有している。土地の利用状況としては宅地14.9 km^2、農用地４１．６ km^2、森林等１１８．１ km^{2}となっている。

石和、春日居地区は、昭和３６年の温泉湧出以来、甲斐路観光の宿泊基地として全国的にもその名が知られ、「山梨県観光客動向調査」結果から平成２１年には約４６０万人（延べ人数）の観光客が訪れる県内最大の温泉地となっている。さらに、日本一の生産量を誇る桃、葡萄を中心とする一大果実郷を形成する本市は、「フルーツ王国やまなし」の中心として、豊かな清流が縦横に流れる地形、東京から車で約１時間半という抜群の立地条件を活用する中で、温泉資源と合いまった観光農業都市を目指している。

この豊かな環境を守るべく行政はもとより地域住民がそれぞれの立場で一体となった水環境の保全を考えて行かなければならないため、公共用水域の水質保全や生活環境の改善などの対策として生活排水を処理するため、昭和53年度から市街地を中心に公共下水道の整備、また、平成10 年度からは合併浄化槽（個人設置型）の普及促進に取り組み、平成１８年には地域再生計画の認定を受け、汚水処理施設整備交付金の活用による浄化槽設置事業及び公共下水道事業の効率的な整備を進め、計画目標である汚水処理人口普及率６４％を達成した。

しかしながら、本市の汚水処理人口普及率状況は全国平均８５．７％と比べ大幅に下回っており、生活排水を適正に処理する施設が十分とはいえない。豊富な河川に対して、親水化・資源活用を推進する上で重要な要素である水質を保全し、今後も公共下水道の整備を順次進め、公共下水道計画区域以外については、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を図り、汚水処理施設に対する住民意識向上の啓発活動や公共用水域の美化活動の推進により、総合的に地域再生（生活環境の改善）を図り、本市の豊かな水環境を守り育む「清流の里」を実現していく。

〔目標１〕 平成２１年度末の汚水処理人口普及率７０％を、平成25年度末までに７４％、処理人口５３，０００人到達を目標とする。

５．目標を達成するために行う事業

５－１ 全体の概要

公共下水道事業については、現行下水道事業認可区域内の整備を継続して行い、浄化槽事業については、個人設置型とし、将来については市町村設置型についても検討する。また、汚水処理施設に対する住民意識向上の啓発事業や公共用水域の美化活動の推進により、総合的に地域再生（生活環境の改善）を図る。

５－２ 法第5章の特別の措置を適用して行う事業

汚水処理施設整備交付金を活用する事業

対象となる事業は、以下のとおり事業開始に係る手続き等を了している。なお、整備箇所等については、別添の整備箇所を示した図面による。

公共下水道・平成２２年３月に事業認可

「事業主体」

・笛吹市

「施設の種類」

・公共下水道、浄化槽（個人設置型）

「事業区域」

・公共下水道認可区域

・浄化槽（個人設置型） 笛吹市全域（下水道認可区域を除く。）

「事業期間」
・公共下水道 平成２３年度～２５年度
・浄化槽（個人設置型）平成２３年度～２５年度

「整備量」
・公共下水道 φ１５０～350　10,０００m
・浄化槽 ５１基
なお、各施設による新規の処理人口は下記の通り。
公共下水道 下水道認可区域で1，５００人
浄化槽（個人設置型） １２８人

「事業費」
公共下水道 事業費 ６００，０００ 千円
（うち交付金 ３００，０００千円）

浄化槽（個人設置型） 事業費 １９，７０４千円
（うち交付金　６，５６８千円）

合 計 6１9，７０４ 千円
（うち交付金 ３０６，５６８ 千円）

５－3 その他の事業

・汚水処理施設に対する住民意識向上の啓発事業
市広報誌、地域ＣＡＴＶにおいて、公共下水道事業、浄化槽普及促進啓発を行う。

・「市内一斉河川清掃」事業
毎年１回、中小河川から側溝まで市内全ての河川等を市民総参加により、清掃活動を行う。

６．計画期間
平成２３年度～２５ 年度

７．目標の達成状況に係る評価に関する事項
計画終了後に、４に示す数値目標に照らして状況を調査、評価して公表する。また、

市上下水道審議会において達成状況等の評価を行い、必要に応じて事業の内容の見直しを図ることとする。

８．地域再生計画の実施に関し、当該地方公共団体が必要と認める事項
該当なし